

訪 問 入 浴 介 護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 翠光園

翠光園 訪問入浴介護事業所

翠光園 訪問入浴介護事業所

重要事項説明書

あなた様（ご利用者）に対する訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|---------------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人 翠光園 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒868-0442 熊本県球磨郡あさぎり町深田東字宝410番地 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 永田 恭子 |
| 設立年月日 | 昭和35年12月24日 |
| 電話番号 | 0966-45-0274 |

2. ご利用事業所の概要

| | |
|------------|---------------------------------|
| ご利用事業所の名称 | 翠光園 |
| サービスの種類 | 訪問入浴介護事業 |
| 事業所の所在地 | 〒868-0442 熊本県球磨郡あさぎり町深田東字宝410番地 |
| 電話番号 | 0966-45-0274 |
| 事業所所長（管理者） | 増田 祐子 |
| 指定年月日 | 平成12年3月31日 |
| 事業所番号 | 熊本県4373100355号 |
| 開設年月日 | 平成3年3月1日 |
| 事業の実施地域 | 球磨郡、人吉市 |

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

当事業所が実施する訪問入浴介護は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

運営の方針

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、要介護状態に応じて適切に行い、自ら提供する指定訪問入浴介護の質の評価を実施し、常にその改善を図ることを基本方針とする。

- (1) 指定訪問入浴介護の実施にあたっては、常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

- (2) 指定訪問入浴介護の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定訪問入浴介護の実施にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを行う。
- (4) 指定訪問入浴介護の実施にあたっては、1回の訪問につき、看護職員1名、介護職員2名を配置し、そのうち1名を当該サービス提供の責任者とする。その置かれている家族等に対し、適切な相談・助言を行います。
- (5) 指定訪問入浴介護の実施にあたっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒した者を使用する。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は、その家族に対し、適切な相談・助言を行う。

4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

| 職種 | 人員数 | 指定基準 | 職務の内容 |
|-----------|-----|------|-------------|
| 事業所長（管理者） | 1名 | 1名 | 従事者及び業務の管理 |
| 看護職員 | 2名 | 1名 | 契約者の健康状態観察 |
| 介護職員 | 3名 | 2名 | 入浴介護サービスの提供 |

5. 営業日及び営業時間

| | |
|----------|---|
| 営業日 | 月曜日・金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。） |
| 営業時間 | 午前8時から午後5時30分まで |
| サービス提供時間 | 午前9時から午後5時まで |

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合。
- ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（法定代理受領サービスに該当する場合は、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には、介護報酬告示上の額とする）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

○訪問入浴介護 ……入浴の介助

○清拭又は部分浴 ……入浴が困難な方は清拭又は部分浴などします。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿った訪問入浴介護計画により実施いたします。

〈サービス利用料金〉 …… 基本部分、加算の合計の額となります。

【利用料金】

| サービスの内容 | 利用者負担（1割） | 利用者負担（2割） | 利用者負担（3割） |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問入浴介護費 | 1,266円/回 | 2,532円/回 | 3,798円/回 |
| 介護予防訪問介護費 | 856円/回 | 1,712円/回 | 2,568円/回 |

【加算】

介護職員処遇改善加算Ⅱ 9.4% ※上記基本部分と各種加算の合計に乗じる

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

また、居宅サービス計画が策定されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な場合、必要となる事項を記載した「証明書」等を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 支払方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

| 支払方法 | 支払要件等 |
|---------|--|
| 口座引き落とし | サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）にあなたが指定する口座より引き落とします。 |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月の20日（休業日の場合は直前の営業日）までに現金でお支払いください。 |

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由が無いにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービスの提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 事業実施日に家族等介護者は在宅のこと

- (2) 事業実施の概ね1時間前には利用者の摂食を済ませること
- (3) 事業実施日の午前8時頃に利用者の検温を済ませること

- (4) 利用者への水分等の補給や居室の温度並びに着替えの準備は介護者等が留意すること

- (5) 利用者は「6. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められた以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- (6) 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問入浴介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

- (7) 訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

- (8) 訪問入浴介護サービス実施にあたって、複数の看護・介護職員が交替してサービスを提供します。

8. 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

- (2) 事業者及びその従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当事業所における協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 利用者に対する訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- (3) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じます。

11. 身分証携帯義務

看護職員、介護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

12. 衛生管理等

- (1) 訪問入浴介護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問入浴介護の用に供する浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施：無し

14. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 事業所相談窓口担当者 吉田ゆかり(サービス提供責任者)
ご利用時間 8:00から17:00迄
電話番号 0966-45-0274
責任者 増田祐子(管理者)
第三者委員 山口尊生(評議員)
 ニツ木一男(監事)

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

① あさぎり町役場 高齢福祉課

所在地 球磨郡あさぎり町免田東1199番地
電話番号 0966-45-7215
相談日 毎週月曜日から金曜日(土日祝日・年末年始を除く)
受付時間 9:00から17:00迄

② 熊本県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 熊本市中央区南千反畑町3-7(熊本県総合福祉センター内)
電話番号 096-324-5471
相談日 毎週月曜日から金曜日(土日祝日・年末年始を除く)
受付時間 9:00から17:00迄

③ 熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 熊本市東区健軍2丁目4-10 市町村自治会館5階
電話番号 096-214-1101
相談日 毎週月曜日から金曜日(土日祝日・年末年始を除く)
受付時間 9:00から17:00迄

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

| | | | | |
|-----|----------|-----------------------|--------|---|
| 事業者 | 所在地 | 熊本県球磨郡あさぎり町深田東字宝410番地 | | |
| | 事業者(法人)名 | 社会福祉法人 翠光園 | | |
| | 代表者職・氏名 | 理事長 | 永田 恭子 | ㊞ |
| | 説明者職・氏名 | 看護職員 | 吉田 ゆかり | ㊞ |

私は、事業者より上記の重要事項について書面に基づいて説明を受け、同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

署名代行者(又は法定代理人) 住所 _____

本人との続柄 _____

氏名 _____ ㊞